

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 三戸地区クリーンセンター外運転管理業務
- (2) 場所 三戸地区クリーンセンター、外
青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23、外
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
契約期間の内訳
準備期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで（業務習熟期間）
業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務概要 三戸地区環境整備事務組合が管理するごみ処理施設等の運転管理及び保守
点検業務
- (5) 予定価格 3年総額 金443,190,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※本業務は債務負担行為事業であり、準備期間は業務習熟期間とし、支払いの対象としない。
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 業務形態 単体のみ

2. 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たし、あらかじめ管理者の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 三戸地区環境整備事務組合財務規則（平成19年11月組合規則第8号）第69条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、三戸地区環境整備事務組合建設業者等指名停止要領（平成18年6月訓令第6号）、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 三戸地区環境整備事務組合請負工事等の競争入札等参加資格者の資格に関する要領（平成18年6月訓令第2号）第2条及び第3条の規定に基づき、物品製造等において令和6年度・令和7年度競争入札参加資格者申請を行い、資格の認定をされていること。
- (6) 競争入札参加資格者の認定をされていない者にあつては、下記書類一式を申請書と同時に提出し、競争入札参加資格審査を受け、認められた者であること。

提出書類

- ① 営業所一覧表
- ② 委任状
- ③ 印鑑証明書の写し

- ④ 使用印鑑届（原本）
- ⑤ 商業登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写し（発効日が申請書提出時の直前3カ月以内のもの）
- ⑥ 財務諸表の写し（直近1カ年分のもの）
- ⑦ 納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人県税、法人事業税）、市町村税（法人市町村税、固定資産税、軽自動車税等（直近1年分））

- ⑧ 競争入札参加資格申請に伴う誓約書

※上記①は、組合が定める様式又は同内容が記載された任意様式にて提出すること。②、④及び⑧は組合が定める様式にて提出すること。

- (6) 東北6県及び関東1都6県管内に本社（店）、支社（店）、営業所等（支社（店）、営業所等（支社（店）、営業所等の場合においては、契約権限が委任されていること。）を有すること。

- (7) 日本国内において地方公共団体が設置する、ごみ焼却施設の運転管理業務を元請として受注し、完了の実績を有すること。

3. 参加申請

入札参加希望者は、あらかじめ「2. 入札参加資格」に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年11月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (2) 提出場所 三戸地区クリーンセンター

〒039 - 0122 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23

- (3) 提出書類

- ① 申請書（様式第1号）

- ② 配置予定技術者調書（様式第2号）

- ③ 業務実績調書（様式第3号）※受注実績を証明する契約書の写しを添付

- ④ 提出書類確認申請書

- ⑤ 「2. 入札参加資格（6）」に定める書類一式（競争入札参加資格者の認定をされていない者に限る）

- (4) 提出方法 持参又は郵送のいずれか

郵送の場合、令和6年11月21日（木）必着とする。また、当組合で受領完了後、受領が完了した旨をFAXにて送信する。

- (5) 審査結果 令和6年11月25日（月）午後5時までに申請者に対して、書面（郵送若しくはFAX）により通知する。

- (6) 不服申立 資格を認められなかった者は、令和6年11月28日（木）正午までに三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第5号）を提出（持参又はFAX）することにより、申立をすることができる。不服申立への回答は、令和6年11月29日（金）午後5時までにFAXにより行う。

(7) その他

- ① 入札参加に必要な書類は、三戸地区環境整備事務組合ホームページ (<http://www.sannohekankyou.jp>) からダウンロードする。
- ② 申請書について、別途意見を徴収することがある。
- ③ 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。
- ④ 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。

4. 仕様書等の縦覧（仕様書、入札心得等）

- (1) 期 間 令和6年10月28日（月）から令和6年11月21日（木）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 縦覧場所 三戸地区環境整備事務組合ホームページに記載
(<http://www.sannohekankyou.jp>)

5. 質問書の提出

質疑事項については、質疑回答書（様式第6号）を持参又はFAXで提出すること。なお、質疑がない場合でも送信すること。

- (1) 提出場所 三戸地区クリーンセンター（FAX 0179-25-2654）
- (2) 受付期間 令和6年10月28日（月）から令和6年11月28日（木）正午まで
- (3) 質疑については、令和6年12月6日（金）までに入札参加者全員にFAXにて回答する。

6. 現場説明

施設の確認は、令和6年11月5日（火）から令和6年11月28日（木）までの間で、日程調整のうえ実施します。

施設の確認を希望する場合は、希望日の3日前までに三戸地区クリーンセンターにご連絡ください。

7. 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和6年12月17日（火）午後2時00分から
- (2) 入札場所 南部町役場 3階 大会議室
- (3) 入札回数 1回
- (4) 入札受付

入札に先立ち、入札会場にて書類の審査及び提出を済ませること。

受付時間内に提出を済ませられない場合は、入札に参加することができない。

- ① 受付時間 午後1時00分から午後1時30分まで
- ② 提出書類
 - ・三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）
 - ・誓約書
 - ・入札者が代理であるときは、その代理権を有することを証明するに足りる書面を提出

・業務費内訳書

※様式第4号のみ確認後、返却いたします。

(5) 入札保証金 免除する

(6) その他

①業務費内訳書について

入札参加者は、入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。なお、内訳書の様式は、当組合の様式を使用し、指定の表紙を付けること。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（**年額×3ヶ年**）の10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書の余白に備考として次のように記載すること。

「備考 入札額はこの入札書に記載した当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。」

③入札辞退について

入札参加手続き後に入札を辞退する場合は、事前に三戸地区環境整備事務組合事務局へ電話連絡を行うとともに、持参又は郵送のいずれかの方法で入札辞退届を提出すること。

※郵送の場合、入札日の前日までの必着とする。

④提出書類のダウンロードについて

入札時に必要な提出書類様式は入札参加資格審査後、資格を認められた者へ個別にメール又は郵送により配布する。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札の心得及び入札に関する条例等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後、入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (5) 条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札
- (6) 内訳書の合計金額に違算がある又は入札書の金額と一致しない者の入札
- (7) 内訳書を提出しなかった者及び無効な内訳書を提出した者の入札
- (8) 入札書又は内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (9) 事前公表した予定価格（税抜き）を超える金額の入札

9. 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低入札価格者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10. 契約締結について

(1) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、三戸地区環境整備事務組合財務規則の規定により契約保証金に代えて担保を提供した場合又は保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、納付の免除を受けることができる。

(2) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

11. その他

- (1) 三戸地区環境整備事務組合財務規則に定める入札者心得を遵守すること。
- (2) 申請書および内訳書の記載内容について、別途意見を聴取することがある。
- (3) 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。
- (4) 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。
- (5) 様式については組合で定める様式を使用する。

12. この公告に関する問い合わせ

- (1) 名称 三戸地区環境整備事務組合 三戸地区クリーンセンター
- (2) 住所 〒039 - 0122 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23
電話番号 0179 - 25 - 2113 FAX番号 0179 - 25 - 2654